

★申込資格に関する基準日は、「申込受付期間の最終日」現在です。  
(成人の基準日は、入居日(条件成就期限))

### 共通の資格

申込みをされる方は、次の①～⑦の**全部**にあてはまる必要があります。

- ①申込者本人が成人(20歳未満の既婚者を含む。)であること。
- ②申込者本人が広島市内に住所(※)又は勤務場所を有すること。  
※広島市内に住民登録があり、現に広島市内に居住していること。  
(DV被害者は、別途定めがありますのでご相談ください。)
- ③入居しようとする家族全員の収入の合計が一定基準内(「収入基準」をご覧ください)であること。
- ④申込者本人が市町村民税を滞納していないこと。
- ⑤入居しようとする家族全員が市営住宅の家賃、市営店舗及び市営住宅等附設駐車場の使用料等を滞納していないこと。
- ⑥入居しようとする家族全員が暴力団員(※)でないこと。  
※「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。
- ⑦現在、住宅に困っていること。  
※原則として、持ち家のある方(同居しようとする親族に持ち家のある方がいる場合も含む。)は申込みできません。ただし、持ち家を売却予定、競売予定又は除却予定で、期限(該当する定期公募の条件成就期限)までに持ち家の引き渡しなどが確認できる場合は、申込みできます。  
また、広島広域都市圏外に持ち家がある場合又は土砂災害特別警戒区域指定前から区域内に持ち家がある場合は、申込みができる場合がありますので、ご相談ください。  
  
◎福島復興再生特別措置法により居住を制限されている方、子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者は、資格の一部が異なりますので、お問い合わせください。

### 家族(2人以上)で申込みをされる方

- ◎現に同居し、又は同居しようとする親族がいること。  
原則として、夫婦(内縁関係※1及び婚約中※2を含む。)、パートナー又は親子を主体とした家族であること。
- ※1 内縁関係にある方との申込みもできます(基準日において住民票の写しに「未届の夫」又は「未届の妻」と記載され、それぞれ戸籍上の配偶者がいない場合に限ります。)
- ※2 婚約中である方も申込できますが、期限(該当する定期公募の条件成就期限)までに婚姻の届出を行わなければ入居できません。また、申込後に婚約者が変わったときは失格となります。
- ◎夫婦(内縁関係を含む。)、パートナーを分離しての申込みはできません。  
ただし、離婚調停中の方や、公的機関により、ひとり親世帯又はDV被害者と認定されている方は申込みをすることができます(詳しくは各区受付事務所へご相談ください。)

**次の条件にあてはまる方は単身(1人)で申込みをすることができます。**  
 次の①～⑩のいずれかに当てはまり、**戸籍上の配偶者がいないこと(⑩を除く。)**が必要です。

区分	二次審査時の必要書類
①60歳以上の方	
②身体障害者手帳(1級から4級まで)の交付を受けている方	身体障害者手帳
③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	精神障害者保健福祉手帳
④療育手帳の交付を受けている方	療育手帳
⑤戦傷病者手帳(恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症)の交付を受けている方	戦傷病者手帳
⑥「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」による医療特別手当又は特別手当を受給している方	・医療特別手当証書 ・特別手当証書
⑦生活保護法による保護又は中国残留邦人等に対する支援給付を受けている方	・生活保護受給証明書 ・支援給付証明書又は本人確認証(写し)
⑧海外からの引揚者で、引揚後5年を経過していない方	永住帰国者証明書
⑨平成8年3月31日までにハンセン病療養所に入所していた方	ハンセン病療養所入所者証明書
⑩DV被害者で次のいずれかに該当する方 ・ 婦人相談所(当該相談所から委託を受けた施設を含む。)における一時保護又は婦人保護施設における保護終了後5年を経過していない方 ・ 裁判所へ保護命令を申し立てた者で、その保護命令の効力発生日から5年を経過していない方	・ 婦人相談所長の証明書 ・ 地方裁判所の保護命令決定書

※日常生活において、常時介護を必要とされる方でも、適切な介護体制が整い、日常生活に支障のない方は申込みできます。ただし、市営住宅に入居し、日常生活に支障が出ると認められる場合は、その方の実情に照らし、申込みをお断りすることがあります。

※③又は④に該当する方については、常時の相談対応等適切な居住支援体制が整っていないと認められる場合は、その方の実情に照らし、申込みをお断りすることがあります。

※夫婦(内縁関係を含む。)、パートナーを分離しての申込みはできません。ただし、離婚調停中の方や、公的機関によりDV被害者と認定されている方は申込みをすることができます。

※「車いす常用者向け住宅」、「身体障害者向け住宅」又は「高齢者向け住宅」を申込みするには、一般世帯の申込資格に加えて別途追加の資格が必要です。詳しくは「広島市市営住宅入居者募集案内ダウンロード」P9をご覧ください。各区分受付事務所までお問い合わせください。

★申込みができる住宅は、入居人数に応じて次のとおりです。

区分	入居人数	募集住宅一覧の区分
家族	2～3人	「家族向け」又は「小家族及び単身者向け」
	4人以上	「家族向け」又は「大家族向け」
単身		「単身者向け」又は「小家族及び単身者向け」